

静岡県告示第494号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和2年6月30日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

浮橋古根 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡 市	区 町	大 字	字	地 番		
伊豆の国市		浮橋	欠久保	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から17号までを順次結んだ線及び標柱1号と17号を結んだ線に囲まれた区域		
				913-5 地先道路	1号	
			〃	〃	916-2	2号
			〃	〃	916-2	3号
			〃	〃	916-2	4号
			〃	古根	343-1	5号
			〃	〃	337-1	6号
			〃	〃	322-1	7号
			〃	〃	323	8号
			〃	〃	328	9号
			〃	〃	328	10号
			〃	〃	332-1	11号
			〃	〃	332-1	12号
			〃	〃	336-1	13号
			〃	〃	336-1	14号
			〃	〃	341-1	15号
			〃	〃	348	16号
〃	〃	348	17号			